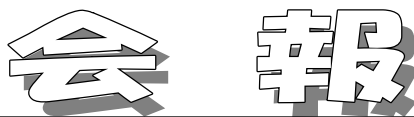


第 19 号

2014年 4 月 30 日

郵政「65歳解雇裁判」支える会



東京都千代田区外神田 6-15-14

外神田ストーク 502 号

郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391/ FAX:03-3837-5392

メール : postunion@pop21.odn.ne.jp

いよいよ証人調べに

4月23日、第13回口頭弁論が開かれました。裁判長が替わったため、原告の大倉さんが意見陳述（更新弁論）を行い、『働かざる者食うべからず』と言う社会規範の中で私は生きてきました。同時に、職業に貴賤無しという倫理も心得ています。どんな職業でも最善を尽くすことがよいこととされました。私はそのときに就いた仕事にはベストを尽くしたつもりです。それがこの社会に生きた私の矜持でもあります。そんな私から突然職が奪われました。私に、もう働くな、この仕事をするのは意味がない、と宣告されたようなものです。何故でしょうか。65歳を超えたということが唯一の理由のようです。老いには個人差があるのに、年齢を一律に解雇の理由とされるのは、納得できません。」と思いを訴えました。（裏面に全文）

被告・会社が昨年末になって旧郵政ユニオンと日本郵政との交渉経緯や大会での議論の状況等を明らかにするよう求めてきた（求釈明）ため、証人調べが遅れることになりました。前回口頭弁論での原告側の釈明を踏まえて、会社は交渉の経緯やユニオンの大会での討議について反論してきましたが、これまでの主張、形式的な協約の合法性について繰り返しているだけでした。原告は、形式ではなく実質的な違法性を問題としており、会社による引き延ばしを許さないために、反論は証人調べや最終陳述で行うことにしています。

会社の引き延ばしに対して、原告側弁護士から厳しく抗議したところ、会社は「証人申請は準備してあるが、裁判所の指示で申請を保留している。引き延ばしと言われるのは心外だ。」と声を荒げました。しかし、証人申請は裁判所の指示で申請を延ばしたとしてもこれまでに何度となく年末始繁忙や人事異動を口実に準備書面の提出を引き延ばしてきました。

6月10日には進行協議が行われ、夏には証人調べに入ります。会社の引き延ばしを許さず、慎重な審理を求めています。

「支える会」第3回総会開かれる

4月23日、裁判終了後に報告集会と合わせて、「65歳解雇裁判」支える会の第3回総会を行いました。

総会では、これまでの会の活動と会計について報告、了承されました。また、今後の取り組みとして、証人調べに合わせて集会を行うこと、郵政の他の争議団と共闘して日本郵政本社前での座り込みを検討することを確認しました。

次回裁判は「進行協議」

傍聴は20名。支える会事務局まで。

★ 6月10日 16時30分

★ 東京地裁 第一審問室

署名のお願い

50歳雇い止め・解雇と闘っている市新学院の仲間の署名です。同封の署名にご協力をお願いします。

<当面の日程>

★ 「支える会」事務局会議

5月9日19時／郵政共同センター

★ 郵政争議交流会

6月8日13時／東京・南部労政会館

1 はじめに

私は、会社から解雇されて、現在は、独り暮らしでギリギリの生活をしています。年金は、満額まで待たずに早めに受給するようにしたため、現在は年金の額は少ないのです。病気になれば、保障はありません。前の仕事の退職金をつぎ込んでマンションを買ったので、貯金はありません。「働かざる者食うべからず」と言う社会規範の中で私は生きてきました。同時に、職業に貴賤無しという倫理も心得ています。どんな職業でも最善を尽くすことがよいこととされました。私はそのときに就いた仕事にはベストを尽くしたつもりです。それがこの社会に生きた私の矜持でもあります。そんな私から突然職が奪われました。私に、もう働くな、この仕事をするには意味がない、と宣告されたようなものです。何故でしょうか。65歳を超えたということが唯一の理由のようです。老いには個人差があるのに、年齢を一律に解雇の理由とされるのは、納得できません。

2 郵便局での雇用実態

私は、長らくエレベーターの製造販売保守点検の会社に勤務し、経理や営業、コンピューターでの管理の仕事をしていました。そのため、経理も営業もコンピューター操作もできる技能は身につけておりました。しかし、同社で早期退職募集をはじめたため、それに応じて退職しました。その後、隣人が郵便局に勤めていて「電話対応に欠員が出たのでやって欲しい」と言われたのが郵便局に入局したきっかけでした。1997年5月、雇用期間を2か月とする非正規職員として三鷹郵便局に採用されました。当時、郵便事業は国（郵政省）の直轄の事業とされていた時代で、非正規職員のことは通称「ゆうメイト」と呼ばれていました。私は、郵便局から条件を示されたとき、「ゆうメイト」の賃金が余りにも低い上に、手当、保険等の福利厚生がないことに驚きましたが、定年がなく、いつまでも働いて下さいということでしたので、募集に応じました。雇用期間は郵政省、その後の郵政公社のときは2か月、民営化されてからは6か月になりましたが、期間満了の度に更新され、一度として途切れることなく、「65歳定年制」によって、2011年9月30日限りで「雇止め」されるまで三鷹郵便局で働いていました。14年間働いていたので、更新回数は53回程度になります。

3 郵便局での仕事

仕事の内容は、私が郵便局に勤め始めた1997年頃は、不在票の電話受付を行っていました。最初は電話での郵便の用語も分からず、苦労しましたが、次第に慣れてきました。その後は区分函による配達区分、ケース詰め、パレットへの積込み等が加わり、作業の機械化、IT化に伴い、JCBの簡易書留の宛先、住所の表の書き出し等も行うようになりました。解雇の直前は、一言でいえば、内務作業全般でした。具体的には、郵袋、パンフレットからの郵便の取出しと取り揃え、機械区分ファイバーへの郵便物の投入、区分機に溜まった郵便の抜出し、区分機からはじかれた郵便物の配達区分、その他雑用等でした。三鷹支店の結束機は、具合が悪かったので、私が直しながら使っていました。後輩に区分機の端末の使い方も教えていました。このように、仕事には熟練していたと思います。

4 解雇時の状況

私は、2011年8月、会社から雇止め予告通知書を受け取りました。私は驚きました。14年以上も真面目に勤務し、体力的にもまだまだ自信がありましたので、雇止め予告通知に納得できず、8月29日と9月5日の2回、業務企画室長と面談して契約の更新を希望する旨申し入れました。2回目の9月5日は、15時45分から16時にかけて、業務企画室長に、私が「前回も話したとおり10月以降も契約したい。この意思を上部に伝えましたか。」と話しました。すると、業務企画室長が「現在まで上部からの反応はありません。前回の更新のときの通知書には、次の10月からの更新はないと明記していたはずですよ。」と答えました。そこで、私も「その通知書は探して読んでみますが、仮にそうだったとしても、何とか契約をお願いします。」と必死に食い下がったのです。私は、このやり取りの中で初めて、半年前の通知書に、次の更新がないと記載されていたことを知りました。書くだけでなく言葉で説明するのが筋だと思います。それでも私はあきらめず、1週間後の9月12日、支店長宛ての「契約更新の申し入れ」を業務企画室長に渡そうとしました。当初業務企画室長は、「支店長は不在ですので、返事はできません。この前から言っているとおり結論は出ているので、今さら言われても・・・」と言葉を濁して受け取りを拒否しました。しかし、私が強く「変化があるかもしれないので、とにかく支店長に渡して下さい。どうしても支店長に渡さないのなら、これを郵便として出します。配達を拒否しますか。」と言ったところ、業務企画室長は渋々と受け取りました。しかしながら、9月30日付の退職通知が9月27日付の送り状とともに郵送されてきて、私は解雇されたのです。

5 これまでの審理について

本件は、2011年12月9日に提訴してから、2年以上経過しています。私達原告は、職場復帰を求めています。そのため、迅速に裁判が進行するべきです。ところが、会社は「繁忙」とか調査に時間がかかる、などと称して、期間間に長期間を取っています。私達は、原告らと同行証人の陳述書、意見書を全て提出し、人証調べ申請も既に行いました。他方、会社は未だ人証調べ申請を行わず、陳述書も提出していません。私達が、職場復帰するのを妨害するために、時間を稼いでいるものと思えません。裁判所は、公正な審理と、会社の遅延行為を許さない進行をお願いします。

(原告・大倉)